

主催：京都市・一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会  
協力：独立行政法人 住宅金融支援機構 近畿支店

無料セミナー・相談会@左京区役所

# 住まなくなった家を 放置すると大変なことに！

～今からできることを考えましょう～

◆空き家・別荘などの  
非居住住宅への新税が  
令和8年以降からはじまります！

生まれ育ってきた家、親が暮らしている家・・・などなど、愛着のある家を将来空き家にしたくないけど、何かから考えたらいいか・・・？空き家を持っているけどどうしよう・・・？現在住んでいない・将来誰も住む予定のない家を所有している方などを対象にした、すまいの将来を考えるセミナーと個別相談会を行います！

令和6年2月17日（土）

・セミナー：午前10時～11時30分

・相談会：①11時40分～ ②12時40分～

セミナーのみ  
相談会のみ  
参加OK  
要予約

申込期間 令和6年1月20日（土）～2月16日（金）

場 所 左京区総合庁舎 1 階 大会議室

定 員 セミナー：50人程度、相談会：10組程度（1組45分）※先着順

講師・相談員 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会 会員

セミナー内容 「愛着のある家を空き家にしたために」

空き家を放置するとどうなるか、  
空き家を活用した事例、空き家を防ぐため  
にできること等について解説します

講師

田中 和彦氏  
岩佐 英治氏  
澤 茂氏

<申込み・問合せ> 京安心すまいセンター tel：075-744-1670

9時30分～17時00分

※水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始は休館

◆空き家対策を強化する法律が12月13日から施行されました！

## 【相談会】ご相談内容の例

- ◆ 現在、住んでいない家があるけどどうしたらいいかわからない。
- ◆ 将来、子どもに不動産を残したい。
- ◆ 権利関係や境界問題を整理したい。
- ◆ 自宅の老朽化で困っている。
- ◆ 相続した実家の活用や管理に悩んでいる。  
(荷物しか置いていない)
- ◆ 家財整理ってどうすればいいの？
- ◆ 高齢になったので、住み替えも考えてみようかな。
- ◆ 高齢の私が借りられる住宅ローンはあるの？
- ◆ その他、様々な「すまい」のこと、御相談ください。

## 申込方法

お電話、FAX又はホームページにてお申込みください。

- 申込期間：令和6年1月20日(土)～2月16日(金)
- 申込事項：申込者名、電話番号、住所、参加人数、相談概要

相談内容によっては、御利用いただけない場合があります(現在係争中の相談、トラブルの仲介、苦情処理など)。御了承願います。

## お申込・お問合せ先

### 京(みやこ)安心すまいセンター

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地

の1 ひと・まち交流館 京都 地下1階

Tel075-744-1670 Fax 075-744-1637

(午前9時30分～午後5時00分)

※水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始は休館

## 会場

### 左京区 総合庁舎

### 1階 大会議室

〒606-8511京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2

【アクセス】

地下鉄「松ヶ崎」駅から徒歩約8分

市バス4・65号系統「左京区総合庁舎前」から徒歩約4分

市バス65系統「左京区総合庁舎・京都工芸繊維大学前」

から徒歩1分

市バス204・206・北8号系統「高木町」から徒歩約9分

皆さまの御参加、  
お待ちしております。  
相談会のお申込みは  
下記の二次元コードから  
お願いします。



申込フォーム

すまいに関する総合情報サイト  
京(みやこ)すまいの情報ひろば  
miyakoanshinsumai.com

京すまいの情報ひろば

検索

- 「京都市空き家対策室/Kyoto Dig Home Project」空き家の利活用等に関する情報をお届けする、新たなウェブサイトです。  
詳細はこちら→



- 本相談会以外でも、2月6日(火)午後15時に左京区役所において「不動産(空き家)活用相談窓口」を開催しますので御利用ください。  
詳細はこちら→



- すまいの相談について、地域に根差した安心できる事業者である安(あん)すまパートナーも御活用ください。  
詳細はこちら→



## FAX 075-744-1637 (切らずにこのまま送ってください)

申込者名		電話番号	
住 所			
〒 -			
セミナー	参加人数	： ( ) 名	※申込者を含む
相談会	参加人数	： ( ) 名	※2名まで
	相談概要	：	

※御記入いただいた個人情報は、京安心すまいセンターの連絡・事業等の御案内のみに使用し他には使用いたしません。